

担い手3法改正！ 適正な請求をするための

# 見積書作成 学習会

2026年

3.29(日) 10:00-11:00

参加  
無料

建設業の担い手確保に向け、①品確法、②建設業法、③入契法の「第三次担い手3法」が2025年12月12日に全面施行となりました。

法改正を賃金アップ、労働時間短縮につなげるには、適正な労務費や必要経費・工期などをふまえた見積書の作成が求められます。

会場

厚木支部事務所

定員

10人

内容

- ・ 担い手3法について
- ・ 見積書作成の流れなどを学習します。

お申込み方法  
締切り

参加希望の方は下記へお電話またはメールで参加をお知らせください。

申し込み先

神奈川土建厚木支部

TEL：046-242-3992

E-mail

atugi@kanagawa-doken.or.jp

申し込み締切り

2026.3.26 (木)

※セミナー終了後は、「PALの会（資本従事者の会）」の総会を行いますので、ぜひご参加ください。

主催：神奈川土建厚木支部